

【諮問 第310号】

7川情個第37号
令和8年1月20日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和6年7月26日付け6川総コ第59号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

【310号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市消防長が行った部分開示処分は、理由の提示に不備があることから、これを取り消し、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年9月8日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市消防長（以下「実施機関」という。）に対して、〇〇〇〇〇〇（以下「本件建築物」という。）に設置している変電設備の現場調査を令和5年8月4日に行った際の違反処理等経過表の記録について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書として、本件建築物に設置している変電設備について、令和5年8月4日の現場調査の結果を記録した「違反処理等経過表」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、その記載の一部については、条例第8条第1号、第2号ア、第4号及び第5号に該当するとして、令和5年9月21日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年12月13日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第310号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和5年12月13日付け審査請求書、令和6年5月9日付け反論書、令和7年5月30日付け意見書及び令和7年6月20日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例では、開示請求があったときは、当該開示請求に対する諾否の決定をし、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない（条例第12条第1項及び第3項）、当該諾否の決定において、開示請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を併せて通知しなければならないとされている（同条第4項）。
- (2) 条例により理由の付記が要求されているその趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その争訟提起に便宜を与えるものであると解される。
- (3) そこで、要求される理由の付記の程度であるが、東京都の公文書開示条例に関する平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）（以下「平成4年最判」という。）によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において東京都公文書の開示等に関する条例第9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得る場合は別として、本条例第7条第4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければ

【310号】

処理内容処理経過の一部」を不開示とするもので、開示することができない理由について、具体的な内容を述べることは、特定の個人や法人の内部情報、適正な事務執行に支障を及ぼす情報等が公になる可能性があり、開示することができない理由は根拠となる条例規定のどの条文に該当するのかをその根拠とともに示すことで足りるものといえる。

ア 「立会者名」について

個人の氏名であり、特定の個人を識別できるため条例第8条第1号に該当し、不開示とした。

イ 「違反処理内容処理経過の一部」について

(ア) 個人及び法人社員の氏名については、特定の個人を識別できるため、条例第8条第1号該当に該当し、不開示とした。

(イ) 公にされていない法人の電話番号は法人の内部情報であり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2号アに該当し、不開示とした。

(ウ) 法人及び住民の任意の協力で知り得た情報等の記録を公にすることは、市の機関が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第4号に該当し、不開示とした。

(エ) 建物の情報を公にすることは、人の生命、身体及び財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第5号に該当し、不開示とした。

(3) 条例第12条第4項は、開示請求の全部又は一部を拒否するときに、その理由を併せて通知しなければいけないことを定めた規定である。

この理由の通知について、どの程度の理由付記を必要とするかは、平成4年最判が参考になると考える。同判決は、「東京都公文書の開示等に関する条例」に基づく文書開示請求に対する非開示理由の付記につき、「開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知しうるものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは……理由付記としては十分ではない」と判示している。

本件においては、単に不開示の根拠規定を示すだけでなく、個別に不開示部位を指定し、十分な不開示理由を付しており、「請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠規定とともに了知しうる」程度に理由の付記を行っており、条例第12条第4項が求める理由の付記は十分に行っている。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

実施機関は、審査請求人による本件請求に対し、本件建築物に係る違反処理等経過表を請求対象文書として特定し、その一部が条例第8条第1号、第2号ア、第4号及び第5号に規定する不開示情報に該当するとして、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、理由の提示が不十分であり、かつ、不開示部分が

【310号】

条例に規定する不開示情報に該当しないと主張するため、以下、検討する。

(2) 理由の提示について

ア 理由の提示について実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に対する諾否の決定をし、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない(条例第12条第1項及び第3項)、当該諾否の決定において、開示請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を併せて通知しなければならないとされている(同条第4項。いわゆる「理由の提示」)。

イ 一般に、法が行政処分に理由を提示すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、提示すべき理由をどの程度記載しなければならないかは、処分の性質と理由の提示を命じた各法律の規定の趣旨、目的に照らしてこれを判断すべきであって、その求められている趣旨に適った理由の提示がなされていない場合には、その行政処分は、手続上の瑕疵がある処分として取消しを免れないものと解すべきである(最高裁判所昭和38年5月31日第二小法廷判決、昭和60年1月22日第三小法廷判決参照)。以上の理は、条例が理由の提示を命じた場合も同様である。

ウ そこで、条例第12条第4項について考えるに、その趣旨は、条例に基づく公文書の情報公開制度が市政運営の透明性の向上及び市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資することに鑑み(条例第1条)、不開示の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与えることにあると解される。

エ このような趣旨からすれば、条例第12条第4項が定める理由の提示は、開示請求者において、条例第8条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度のものでなければならないと考えられる。このような理由付記(理由の提示)制度について、「東京都公文書の開示等に関する条例」(現東京都情報公開条例)事件に係る平成4年最判も「実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること(本条例一条、三条参照)にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」とした上で、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」との判断を示している。

以上を踏まえ、本件処分における理由の提示の妥当性を検討する(答申4川情個第14号令和4年6月28日(諮問第295号)参照)。

【310号】

(3) 理由の提示の妥当性について

ア 本件処分に係る承諾通知書の別紙「開示することができない部分の概要」には「(1) 立会者名」及び「(2) 違反処理内容処理経過の一部」と記載されている。また、別紙「理由」の(1)から(4)までには、それぞれ「個人及び法人社員の氏名は個人情報であって特定の個人を識別できるため(他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものを含む。)(川崎市情報公開条例第8条第1号 該当)」、「法人の電話番号は、法人の内部情報であり、開示した場合当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため(川崎市情報公開条例第8条第2号ア 該当)」、「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(川崎市情報公開条例第8条第4号 該当)」、「公にすることにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(川崎市情報公開条例第8条第5号 該当)」と記載されている。

イ この点、別紙「理由」の(1)及び(2)は、該当箇所の情報の性質を明らかにした上で、不開示情報に該当する旨を記載したものであって、いかなる根拠により条例第8条第1号及び第2号アに該当するとして不開示とされたのかを了知し得る程度のものであるといえるから、条例第12条第4項に定める理由の提示がなされているものと認めることができる。

ウ 他方で、別紙「理由」の(3)及び(4)について、この程度の理由記載では抽象的に過ぎ、当該事務事業とは何を意味するのか、開示することによりなぜ当該事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるのか等が明らかではなく、いかなる根拠により条例第8条第4号に該当するのかが不明確である。同様に、当該部分がどのような性質のものであり、開示することによりなぜ公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるのか等が明らかではなく、いかなる根拠により条例第8条第5号に該当するのかが不明確である。

エ 結局のところ、本件処分において提示された理由のうち、上記ウに記載の理由については、条例が定める不開示の根拠規定を示すのみにとどまっているにすぎず、開示請求者においていかなる根拠により条例第8条第4号及び第5号に該当するとして不開示とされたのかを了知し得る程度のものであったということからはできないことから、条例第12条第4項に定める理由の提示がなされていないと認められるため、本件処分は取消しを免れない。

(4) 条例第8条第1号、第2号ア、第4号及び第5号該当性について

ア 以上に説示したところによれば、本件処分は、理由の提示の要件を欠いた違法な処分であり、取消しを免れないものというべきであるが、所論に鑑み、更に実施機関の主張に係る条例第8条第1号、第2号ア、第4号及び第5号に規定する不開示情報の該当性についても、審査請求人及び実施機関の主張を基に検討する。

イ 条例第8条第1号は、「個人に関する情報……であって、当該情報に含まれる

【310号】

氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの……」を不開示情報としている。

当審査会が本件対象公文書を検分したところ、「立会者名」欄及び「違反処理内容処理経過」欄の不開示部分には、個人の氏名が記載されていた。個人の氏名については、条例第8条第1号に該当するものであり、かつ、同号ただし書には該当しないものと認められることから、当該部分を不開示としたことは妥当である。

ウ 条例第8条第2号アは、「法人その他の団体……に関する情報……又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」について不開示としている。そして、同号アは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を挙げている。

当審査会が本件対象公文書を検分したところ、「違反処理内容処理経過」欄の不開示部分には本件法人の電話番号が記載されていた。

電話番号は業務用であり公にされていないことから、本件法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、本件法人の事業運営に支障をきたすものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第8条第2号アに該当することから、当該部分を不開示としたことは妥当である。

エ 条例第8条第4号は、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする。

当審査会が本件対象公文書を検分したところ、「違反処理内容処理経過」欄の不開示部分には、本件建築物について関係する法人や住民からの具体的な聴き取り内容等が記載されていた。

これを公にすると、苦情を申し立てる者が実施機関への情報提供等を躊躇することとなり、その結果、住民の相談に応じ、必要な措置を適切に行うことが困難となることから、実施機関が所管する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、今後同種の聴き取りにおいて、率直な供述を得ることができなくなったり、被聴取者が事実を隠したりすることで、正確な事実の確認ができなくなり、その結果、事業者による施設の適正な運営を確保するために必要な指導等を適切に行うことが困難となることから、実施機関が所管する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第8条第4号柱書に該当することから、当該部分を不開示としたことは妥当である。

他方で、別紙記載の実施機関が本件建築物の確認を行った具体的な場所や立会人に関する部分は、これを公にしても、上記のようなおそれが生ずるものと

【310号】

は認められないことから、これを不開示としたことは妥当ではなく開示を検討すべきである。

なお、実施機関が条例第8条第5号に該当するとして不開示とした部分は、本件建築物について関係する法人からの具体的な聴き取り内容であって、上記の理由により、条例第8条第4号に該当するものと認められることから、当該部分を不開示としたことは結論として妥当である。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	石野百合子
委員	嘉藤亮
委員	川合敏樹
委員	中島美砂子

別紙

対象公文書	開示を検討すべき情報
違反処理等経過表	違反処理内容処理経過のうち、令和5年8月4日1行目 ・ 10文字目から15文字目 ・ 24文字目から38文字目